

第546回 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

日時 令和4年7月13日（水）
午前10時

場所 土浦合同庁舎 本庁舎 第1会議室
茨城県土浦市真鍋5-17-26

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議長の選出

4 出席委員数の報告

5 議事録署名人の選出

6 議 題 等

- (1) 知事許可漁業における有効期間中の新たな許可の取扱いについて【協議】
- (2) 全漁調連東日本ブロック会議に係る令和5年度総会に向けた要望事項について【協議】
- (3) 令和4年度ワカサギ漁期前調査の結果について【報告】
- (4) その他

7 閉 会

知事許可漁業における有効期間中の 新たな許可の取扱いについて

1. 背景

(漁業法・漁業調整規則の改正)

- 令和2年12月の漁業法及び茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則の改正施行により、知事は許可又は起業の認可をしようとするときは、制限措置等を定めて、許可等を申請すべき期間とともに公示しなければならないことが規定された（規則第11条第1項）。
- また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは漁業調整委員会において諮問をすることが必要となった（規則第11条第3項）。
- 以上のことから、新たに許可をする場合には、その都度、諮問・公示が必要となった。
- 加えて、許可の有効期間が3年から5年に改正された（規則第15条第1項）ことから、一斉更新の期間も従来より2年間延長された。

2. 今後の対応（案）について

(柔軟な漁業許可制度の必要性)

- 漁業調整規則の改正により、従来行っていた許可の有効期間途中での以下の手続きにおいても、諮問・公示が必要となったが、これまで、その許可の取扱いについての基本的な考え方が定まっていなかった。
- 漁業現場においては、変動する水産資源への対応や漁業就業者の減少など多くの問題を抱えており、規則改正後も実態に即した柔軟な漁業許可制度を継続する必要がある。
- このことから、許可の有効期間中の新たな許可の取扱いについて、統一的な規定を定めることとする。

表：漁業調整規則改正後に諮問・公示が必要となった従来の許可申請

漁業種類	諮問・公示が必要な従来の許可申請
対人許可（漁業者ごと） ・しらうおさし網 ・雑魚さし網 ・つけ ・ます網	・廃業者の見合等による有効期間途中での新たな許可の申請。
対船許可（船舶ごと） ・いさぎ・ごろひき網 ・わかさぎ・しらうおひき網	・船舶の承継を除く有効期間途中での新たな許可の申請。

(知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の改正)

- 霞ヶ浦北浦海区の全ての知事許可漁業の許可等に関する取扱方針において、以下の規定を追加する。

(有効期間中の許可)

- 第〇 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。
- 2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第15条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

(定期的な許可の発給)

- 取扱方針改正後は、定期的（1年に1回程度）に有効期間中の許可の発給を行うこととする。
- 発給する許可の有効期間の満了日を発給済みの当該漁業許可と同一日とするため、許可の有効期間は5年より短い期間を定めることとし、今回の取扱方針の改正の協議をもって漁業調整委員会への意見聴取に代えることとする（規則第15条第2項）。

【参考1】

有効期間中の許可にかかる許可の制限措置等（案）

1. 制限措置

(1) 漁業種類 各知事許可漁業（以下、「当該漁業」という。）

(2) 許可すべき船舶等又は漁業者の数 ○○隻又は○○人※。

※各漁業許可等の取扱方針第3（2）のとおり「漁業調整上及び水産動植物の保護上支障がないと認められる範囲内」とする。

(3) 船舶の総トン数 現行のとおり。

(4) 推進機関の馬力数 現行のとおり。

(5) 操業区域 現行のとおり。

(6) 漁業時期 現行のとおり。

(7) 漁業を営む者の資格 現行のとおり。

2. 許可等を申請すべき期間 現行のとおり（1か月以上）。

3. 備考

(1) 許可の有効期間 許可の日から当該漁業の許可の有効期間満了日まで（短縮）

(2) 当該漁業の許可に関する取扱い（許可の制限又は条件等） 現行のとおり。

有効期間中の許可にかかる申請希望調査計画（案）

1. 調査目的 漁業現場に即した柔軟な漁業許可制度の運用のため、許可の有効期間中における新たな知事許可漁業の申請希望者を調査する。
2. 調査対象 全ての知事許可漁業
3. 調査頻度 1年に1回程度
4. 調査方法 漁業協同組合を通じ調査
5. 許可すべき数 各漁業許可等の取扱方針第3（2）のとおり「漁業調整上及び水産動植物の保護上支障がないと認められる範囲内」とする。
6. その他 調査の希望回答にあたっては、希望者の当該許可漁業に使用設備（漁具、漁船）の確保、営漁計画、漁業の経歴等を確認する。

表1 今後のスケジュール（予定）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
令和4年度		○ トロール、ます網 委員会諮問 (第545回)		○ ← → 委員会協議 (第546回)	希望調査	○ ← → 制限措置 委員会諮問 (第547回)	申請期間 (公示)	審査	○ 許可証 交付
令和5年度 以降（予定）	← → 希望調査	○ ← → 制限措置 委員会諮問	申請期間 (公示)	審査	○ 許可証 交付	7/21～わかさぎ・しらうおひき網漁業漁期			

表2 各知事許可漁業における現行の許可有効期間

漁業種類	許可有効期間
・いさぎ・ごろひき網	令和3年3月1日～令和8年2月28日
・しらうおさし網	令和3年9月1日～令和8年8月31日
・雑魚さし網	令和4年1月1日～令和8年12月31日
・つけ	令和4年3月25日～令和9年3月24日
・わかさぎ・しらうおひき網	令和4年7月21日～令和9年7月20日
・ます網	令和4年7月28日～令和9年7月27日

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（抜粋）

（新規の許可又は起業の認可）

第11条 知事は、許可（第7条第1項及び第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

(1) 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下この章において同じ。）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数

(3) 推進機関の馬力数

(4) 操業区域

(5) 漁業時期

(6) 漁業を営む者の資格

2（略）

3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

4～9（略）

第12条～14条（略）

（許可の有効期間）

第15条 許可の有効期間は、5年とする。ただし、前条第1項（第1号を除く。）の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

改正案	現行
<p>小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業(いさざ・ごろひき網漁業)の許可等に関する取扱方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1 漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第70条第2号の規定による小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業(いさざ・ごろひき網漁業)(以下「当該漁業」という。)の許可又は起業の認可(以下、「許可等」という。)については、茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則(令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この方針の定めるところによる。</p> <p>(許可等についての適格性)</p> <p>第2 規則第10条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法(平成5年法律第88号)第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。</p> <p>(制限措置)</p> <p>第3 規則第11条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 漁業種類 手繰第1種漁業(いさざ・ごろひき網漁業)</p>	<p>小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業(いさざ・ごろひき網漁業)の許可等に関する取扱方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1 漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第70条第2号の規定による小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業(いさざ・ごろひき網漁業)(以下「当該漁業」という。)の許可又は起業の認可(以下、「許可等」という。)については、茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則(令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この方針の定めるところによる。</p> <p>(許可等についての適格性)</p> <p>第2 規則第10条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法(平成5年法律第88号)第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。</p> <p>(制限措置)</p> <p>第3 規則第11条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 漁業種類 手繰第1種漁業(いさざ・ごろひき網漁業)</p>

<p>(2) 許可等をすべき船舶等の数 漁業調整上及び水産動物の繁殖保護上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。</p> <p>(3) 船舶の総トン数 2.5トン以下とする。</p> <p>(4) 推進機関の馬力数 80キロワット以下とする。</p> <p>(5) 操業区域 次のうちのいずれかとする。 ア 霞ヶ浦 イ 北浦及び外浪逆浦</p> <p>(6) 漁業時期 3月1日から翌年1月20日までとする。</p> <p>(7) 漁業を営む者の資格 操業区域に接する地区(市町村区域内の町若しくは字の区域)に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者とする。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第4 規則第11条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。</p> <p>(1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者 (2) 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する</p>	<p>(2) 許可等をすべき船舶等の数 漁業調整上及び水産動物の繁殖保護上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。</p> <p>(3) 船舶の総トン数 2.5トン以下とする。</p> <p>(4) 推進機関の馬力数 80キロワット以下とする。</p> <p>(5) 操業区域 次のうちのいずれかとする。 ア 霞ヶ浦 イ 北浦及び外浪逆浦</p> <p>(6) 漁業時期 3月1日から翌年1月20日までとする。</p> <p>(7) 漁業を営む者の資格 操業区域に接する地区(市町村区域内の町若しくは字の区域)に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者とする。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第4 規則第11条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。</p> <p>(1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者 (2) 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する</p>
---	---

<p>者</p> <p>(3) 前2号に掲げる者以外の者</p> <p>2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。</p> <p>(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者</p> <p>(2) 前号に掲げる者以外の者</p> <p>3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。</p> <p>(1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者</p> <p>(2) 前号に掲げる者以外の者</p> <p>4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。</p> <p>(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者</p> <p>(2) 前号に掲げる者以外の者</p> <p>5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。</p> <p>(1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者</p> <p>(2) 前号に掲げる者以外の者</p> <p>6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第11条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。</p> <p>7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有</p>	<p>者</p> <p>(3) 前2号に掲げる者以外の者</p> <p>2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。</p> <p>(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者</p> <p>(2) 前号に掲げる者以外の者</p> <p>3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。</p> <p>(1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者</p> <p>(2) 前号に掲げる者以外の者</p> <p>4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。</p> <p>(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者</p> <p>(2) 前号に掲げる者以外の者</p> <p>5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。</p> <p>(1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者</p> <p>(2) 前号に掲げる者以外の者</p> <p>6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第11条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。</p> <p>7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有</p>
--	--

<p>する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。</p> <p>(継続許可)</p> <p>第5 当該漁業は、規則第14条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p> <p>(承継許可)</p> <p>第6 当該漁業は、規則第14条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。</p> <p><u>(有効期間中の許可)</u></p> <p><u>第7 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。</u></p> <p><u>2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第15条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。</u></p> <p>(許可等の条件)</p> <p>第8 規則第13条第1項による許可等の条件は、次のとおりとする。</p>	<p>する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。</p> <p>(継続許可)</p> <p>第5 当該漁業は、規則第14条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p> <p>(承継許可)</p> <p>第6 当該漁業は、規則第14条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。</p> <p>(許可等の条件)</p> <p>第7 規則第13条第1項による許可等の条件は、次のとおりとする。</p>
--	--

<p>(1) 網巻機用動力源として漁船推進機関を使用してはならない。</p> <p>(2) 毎週日曜日及び水曜日の2日間は操業してはならない。 ただし、3月1日が日曜日又は水曜日の場合は、3月1日についてのみこの限りではない。</p> <p>(3) 操業時間は日の出から日没までとする。</p> <p>(4) 横びき漁法以外の漁法により操業してはならない。</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第9 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年3月31日までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。</p> <p>付 則</p> <p>1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p><u>この方針は、令和4年 月 日から施行する。</u></p>	<p>(1) 網巻機用動力源として漁船推進機関を使用してはならない。</p> <p>(2) 毎週日曜日及び水曜日の2日間は操業してはならない。 ただし、3月1日が日曜日又は水曜日の場合は、3月1日についてのみこの限りではない。</p> <p>(3) 操業時間は日の出から日没までとする。</p> <p>(4) 横びき漁法以外の漁法により操業してはならない。</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第8 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年3月31日までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。</p> <p>付 則</p> <p>1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。</p> <p>2 小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業(地方名称：いさぎ・ごろひき網漁業)の許可等に関する取扱方針(平成30年1月18日施行)は令和2年12月1日から廃止する。</p>
---	--

〈以下、改正箇所抜粋〉

改正案	現行
-----	----

<p>小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業(わかさぎ・しらうおひき網漁業)の許可等に関する取扱方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1から第4 (略)</p> <p>(継続許可)</p> <p>第5 当該漁業は、規則第14条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p> <p>(承継許可)</p> <p>第6 当該漁業は、規則第14条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。</p> <p><u>(有効期間中の許可)</u></p> <p><u>第7 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。</u></p> <p><u>2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第15条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。</u></p>	<p>小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業(わかさぎ・しらうおひき網漁業)の許可等に関する取扱方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1から第4 (略)</p> <p>(継続許可)</p> <p>第5 当該漁業は、規則第14条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p> <p>(承継許可)</p> <p>第6 当該漁業は、規則第14条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。</p>
--	--

<p>(許可等の条件)</p> <p>第8 規則第13条第1項による許可等の条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 毎週日曜日及び水曜日の2日間は操業してはならない。ただし、7月21日が日曜日又は水曜日の場合は7月21日についてのみこの限りではない。</p> <p>(2) 船舶の両舷に下表による塗装及び船名の表示をしなければならない。</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第9 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年3月31日までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。</p> <p>付 則</p> <p>1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p><u>この方針は、令和4年 月 日から施行する。</u></p>	<p>(許可等の条件)</p> <p>第7 規則第13条第1項による許可等の条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 毎週日曜日及び水曜日の2日間は操業してはならない。ただし、7月21日が日曜日又は水曜日の場合は7月21日についてのみこの限りではない。</p> <p>(2) 船舶の両舷に下表による塗装及び船名の表示をしなければならない。</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第8 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年3月31日までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。</p> <p>付 則</p> <p>1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。</p> <p>2 小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業(地方名称：わかさぎ・しらおひき網漁業)の許可等に関する取扱方針(令和元年5月13日施行)は、令和2年12月1日から廃止する。</p>
---	--

<p>さし網漁業のうち雑魚さし網漁業(掛網漁業)の許可に関する取扱方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1から第4 (略)</p> <p>(継続許可)</p> <p>第5 当該漁業は、規則第14条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p> <p>(承継許可)</p> <p>第6 当該漁業は、規則第14条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。</p> <p><u>(有効期間中の許可)</u></p> <p><u>第7 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。</u></p> <p><u>2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第15条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。</u></p>	<p>さし網漁業のうち雑魚さし網漁業(掛網漁業)の許可に関する取扱方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1から第4 (略)</p> <p>(継続許可)</p> <p>第5 当該漁業は、規則第14条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p> <p>(承継許可)</p> <p>第6 当該漁業は、規則第14条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。</p>
--	--

<p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第8 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年3月31日までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。</p> <p>付 則</p> <p>1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p><u>この方針は、令和4年 月 日から施行する。</u></p> <p>さし網漁業のうちしらうおさし網漁業(しらうお建網漁業)の許可に関する取扱方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1から第4 (略)</p> <p>(継続許可)</p> <p>第5 当該漁業は、規則第14条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p>	<p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第7 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年3月31日までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。</p> <p>付 則</p> <p>1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。</p> <p>2 さし網漁業のうち雑魚さし網漁業(地方名称：掛網漁業)の許可に関する取扱方針(平成30年11月2日施行)は令和2年12月1日から廃止する。</p> <p>さし網漁業のうちしらうおさし網漁業(しらうお建網漁業)の許可に関する取扱方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1から第4 (略)</p> <p>(継続許可)</p> <p>第5 当該漁業は、規則第14条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p>
---	--

<p>(承継許可)</p> <p>第6 当該漁業は、規則第14条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。</p> <p><u>(有効期間中の許可)</u></p> <p><u>第7 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。</u></p> <p><u>2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第15条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。</u></p> <p>(許可の条件)</p> <p>第8 規則第13条第1項による許可の条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 設置できる網の統数は、1件でなければならない。</p> <p>(2) 1件の網の総長は、360メートル以内でなければならない。</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第9 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年3月31日までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報</p>	<p>(承継許可)</p> <p>第6 当該漁業は、規則第14条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。</p> <p>(許可の条件)</p> <p>第7 規則第13条第1項による許可の条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 設置できる網の統数は、1件でなければならない。</p> <p>(2) 1件の網の総長は、360メートル以内でなければならない。</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第8 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年3月31日までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報</p>
--	--

<p>告しなければならない。</p> <p>付 則</p> <p>1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。</p> <p>付 則 <u>この方針は、令和4年 月 日から施行する。</u></p> <p>建網漁業のうちます網漁業(張網漁業)の許可に関する取扱方針</p> <p>(趣旨) 第1から第4 (略)</p> <p>(継続許可) 第5 当該漁業は、規則第14条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p> <p>(承継許可) 第6 当該漁業は、規則第14条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。</p> <p><u>(有効期間中の許可)</u></p>	<p>告しなければならない。</p> <p>付 則</p> <p>1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。</p> <p>2 さし網漁業のうちしらうおさし網漁業(地方名称：しらうお建網漁業)の許可に関する取扱方針(平成30年7月23日施行)は令和2年12月1日から廃止する。</p> <p>建網漁業のうちます網漁業(張網漁業)の許可に関する取扱方針</p> <p>(趣旨) 第1から第4 (略)</p> <p>(継続許可) 第5 当該漁業は、規則第14条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p> <p>(承継許可) 第6 当該漁業は、規則第14条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。</p>
--	--

<p><u>第7 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。</u></p> <p><u>2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第15条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。</u></p> <p>(許可の条件) 第8 規則第13条第1項による許可の条件は、次のとおりとする。 (1) ます網の設置は、1統でなければならない。ただし、許可の有効期間の満了日に許可を2以上有する者については、その許可の統数以内とする。 (2) ます網の設置は、水ぎわから90メートル以内でなければならない。</p> <p>(資源管理の状況等の報告) 第9 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年3月31日までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。</p> <p>付 則</p>	<p>(許可の条件) 第7 規則第13条第1項による許可の条件は、次のとおりとする。 (1) ます網の設置は、1統でなければならない。ただし、許可の有効期間の満了日に許可を2以上有する者については、その許可の統数以内とする。 (2) ます網の設置は、水ぎわから90メートル以内でなければならない。</p> <p>(資源管理の状況等の報告) 第8 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年3月31日までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。</p> <p>付 則</p>
---	--

<p>1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。</p> <p>付 則 この方針は、令和4年4月28日から施行する。</p> <p><u>付 則</u> <u>この方針は、令和4年 月 日から施行する。</u></p> <p>つけ漁業の許可に関する取扱方針</p> <p>(趣旨) 第1から第4 (略)</p> <p>(継続許可) 第5 当該漁業は、規則第14条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p> <p>(承継許可) 第6 当該漁業は、規則第14条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。</p> <p><u>(有効期間中の許可)</u></p>	<p>1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。</p> <p>付 則 この方針は、令和4年4月28日から施行する。</p> <p>つけ漁業の許可に関する取扱方針</p> <p>(趣旨) 第1から第4 (略)</p> <p>(継続許可) 第5 当該漁業は、規則第14条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p> <p>(承継許可) 第6 当該漁業は、規則第14条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。</p>
--	--

<p><u>第7 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。</u></p> <p><u>2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第15条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。</u></p> <p>(許可の条件) 第8 第3第1項第1号アのおだ漁業の許可については、敷設できる箇所数を、現許可の条件に記載された範囲内とする。</p> <p>(資源管理の状況等の報告) 第9 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年3月31日までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。</p> <p>付 則 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。</p> <p><u>付 則</u> <u>この方針は、令和4年 月 日から施行する。</u></p>	<p>(許可の条件) 第7 第3第1項第1号アのおだ漁業の許可については、敷設できる箇所数を、現許可の条件に記載された範囲内とする。</p> <p>(資源管理の状況等の報告) 第8 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年3月31日までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。</p> <p>付 則 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。 2 つけ漁業の許可に関する取扱方針(平成31年2月6日施行)は令和2年12月1日から廃止する。</p>
---	---

全国海区漁業調整委員会連合会中央要望提案について

令和4年7月13日(水)

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会事務局

1 全国海区漁業調整委員会連合会の概要

全国海区漁業調整委員会連合会(以下「全漁調連」という)は、昭和40年に発足し、全国40都道府県の72海区漁業調整委員会で構成され、漁業法の目的である「水産資源の持続的な利用」及び「水面の総合的な利用」を図り、水産業の再生・発展の一翼を担うため組織されている任意団体。

全漁調連は、東日本、日本海、西日本、九州の4ブロックに分かれ、本県は東日本ブロックに所属。ブロック会議では各ブロックの特性を踏まえて、次年度の中央要望事項等を審議(その後、4ブロックの意見を調整し、要望活動を実施)。

今年度は神奈川県で開催(構成道都県で持ち回り)。

[ブロック構成]

東日本=12都道県(北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、東京、神奈川、静岡、愛知、三重)

日本海=12府県(青森、秋田、山形、新潟、富山、石川、福井、京都、兵庫、鳥取、島根、山口)

西日本=11府県(滋賀、大阪、和歌山、兵庫、岡山、広島、山口、香川、徳島、高知、愛媛)

九州=8県(福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、長崎、鹿児島、沖縄)

2 主な事業

(1) 通常総会

・事業計画等を決定するとともに、関係省庁等への要望事項を採択

(2) 会長・副会長会議、理事会

・各ブロック会議で決議された要望内容の取扱い等について協議・意見交換

・総会に提出する協議事項、事業計画書案、総会の運営等について協議

(3) 事務局長会議

・海区漁業調整委員会並びに全国海区漁業調整委員会連合会等の運営の円滑化を図るため、実務等諸問題について協議、検討

(4) 事務局職員研修会

・海区漁業調整委員会事務局職員の資質向上に資するため、漁業をとりまく諸情勢や漁業調整問題等に関する研修会を開催

(5) ブロック会議(各ブロックごとに開催)

・海区漁業調整委員会が直面する諸問題について、その対応策を協議、検討

・海区間の意見・情報交換を通じて、各ブロック内で抱える問題点等について、共通認識を形成し、海区間の連携体制を構築(要望活動結果報告、次年度に向けた要望事項)

(6) 漁業調整活動対策等(中央要望活動)

・各海区より提案があった事項について、関係省庁(農林水産省・水産庁、外務省、国土交通省海事局、海上保安庁)及び関係国会議員(衆議院・参議院農林水産委員会委員長)へ要望

(7) 委員・職員名簿、委員会指示集及び会報の発行

(8) 漁業調整委員会委員・事務局職員の表彰

< 一部抜粋 >

令和 4 年度通常総会（第 5 8 回）議案

令和 4 年 5 月 1 9 日（木）

宮城県 仙台サンプラザホール

全国海区漁業調整委員会連合会

第 3 号 議 案

協議事項（中央要望活動）

令和 4 年度 全国海区漁業調整委員会連合会要望書

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロ資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 漁業法改正後の制度運用について
- VI 外国漁船問題等について
- VII 海洋性レジャーとの調整等について

令和4年度 全漁調連要望書(案)

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造を確立することを目的として水産改革関連法（漁業法等の一部を改正する等の法律）が平成30年12月に成立し、70年ぶりに改正された漁業法が令和2年12月1日から施行されました。

漁業法では「水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させること」が明記され、これまで漁業調整上重要な役割を果たしてきた海区漁業調整委員会は、資源管理や水域の有効活用を図っていくうえで、その役割はさらに重要性を増すものと期待されております。

一方、全国を挙げて新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組む中で、我が国の漁業を取り巻く環境は、依然として、資源の減少や魚価の低迷、多発する外国漁船の違法操業による資源の収奪、様々な問題が山積しています。尖閣諸島や竹島など我が国の領土をめぐる情勢が懸念される中で、国内漁業者の操業権益の維持・確保に万全を期していくことも課題となっています。

また、「沿岸漁業と沖合漁業との競合」、「クロマグロをはじめとする広域回遊種の資源管理の調整」及び「プレジャーボート等の遊漁と漁業の摩擦」など、解決方法がなかなか見えない深刻な課題も依然として続いています。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、国内外で生じている水産物の安全性に関する風評による需要の低迷は、全国各地の水産業に今なお影響を与えています。

沿岸漁業にとって、漁業資源を有効に利用しながら、将来にわたり漁業を営んでいくためには、これらの課題の解決が不可欠であります。

全国の海区漁業調整委員会を会員とする全国海区漁業調整委員会連合会は、令和4年5月19日の第58回通常総会により、漁業調整や資源管理を取り巻く問題を解決するため、全員一致で別紙のとおり要

望することを決議いたしました。

つきましては、これら要望の実現について格段のご配慮を賜りたく
お願い申し上げます。

令和4年7月

全国海区漁業調整委員会連合会
会 長 鈴木 精

新規要望項目

- ・海区漁業調整委員の資質向上（海区漁業調整委員会制度について）
- ・成長対策の具体化（漁業法改正後の制度運用について）
- ・遊漁者の資源利用の実態把握（海洋性レジャーとの調整等について）
- ・遊漁者の資源管理の協力（海洋性レジャーとの調整等について）

全要望項目

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロ資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 漁業法改正後の制度運用について
- VI 外国漁船問題等について
- VII 海洋性レジャーとの調整等について

新規要望項目

I 海区漁業調整委員会制度について

海区漁業調整委員の資質向上について

海区漁業調整委員会は、強力な権限・機能を有しており、漁業調整や資源管理をはじめとして広範な事案について公平公正な審議が求められる。そのためには、海区漁業調整委員のさらなる専門的、技術的知識が必要となることも想定されるため、委員の資質向上を図る研修機会を設けること。

V 漁業法改正後の制度運用について

成長対策の具体化

漁獲量の規制には、漁業機会の減少が伴う。新規参入者や若手漁業者の確保につながり、水産加工業や観光業を含めた地域全体の産業を守る成長対策を具体化すること。

VII 海洋性レジャーとの調整等について

遊漁者の資源利用の実態把握

国の責任において、プレジャーボート等を利用する遊漁者に対して、釣獲実績報告を義務化させるなど、資源利用の実態を把握し、適確に管理すること。

遊漁者の資源管理の協力

漁業者に対する操業規制の公平性を担保する観点から遊漁者の組織化を進め、資源管理について協議、周知できる体制を整えること。国の責任において、プレジャーボート等を利用する遊漁者に対して、釣獲実績報告を義務化させるなど、資源利用の実態を把握し、適確に管理すること。

全要望項目

I 海区漁業調整委員会制度について

海区漁業調整委員会は、漁業の民主化を図る一翼として、漁業者・漁業従事者委員を主体として、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理に至るまで、幅広く歴史的にその役割を担うとともに、その十分な運用により、漁業制度の円滑な運営を確保してまいりました。

令和2年12月の漁業法施行により、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させる目的達成のために、海区漁業調整委員会に求められる役割はさらに重要性を増すところとなっています。今後も国、都道府県、漁協等と連携し、漁業調整機構の運用により、海区漁業調整委員会に求められる役割を、十分に果たしていかなければなりません。

また、海区漁業調整委員会が高度化・多様化する諸問題に今後も引き続いて対処していくためには、安定した財政基盤の裏づけが必須必要不可欠です。

つきましては、海区漁業調整委員会制度に関する事項について、次のとおり要望いたします。

1 海区漁業調整委員会制度の堅持

海区漁業調整委員会制度を堅持するとともに、委員会は漁業者及び漁業従事者が主体となって漁業調整等を行う組織である位置づけを堅持すること。

2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保

海区漁業調整委員会が、今後とも漁業調整機構としての役割発揮と新たな役割に対応するため、安定した財政基盤が確保されるよう措置すること。

3 新たな漁業関係法令の改正について

令和2年12月に改正漁業法が施行され、新たな制度が開始し、令和3年4月からは新たな体制で海区漁業調整委員会が運営されているこ

とから、その適切な運営が確保されるよう、国は海区漁業調整委員会や地方自治体、漁業関係者に対し、必要な情報の提供を行うとともに適切な指導・助言を行うこと。

4 海区漁業調整委員の資質向上について【新規】（再掲）

海区漁業調整委員会は、強力な権限・機能を有しており、漁業調整や資源管理をはじめとして広範な事案について公平公正な審議が求められる。そのためには、海区漁業調整委員のさらなる専門的、技術的知識が必要となることも想定されるため、委員の資質向上を図る研修機会を設けること。

II 沿岸漁場の秩序維持について

近年、悪質かつ巧妙で組織化した漁業関係法令違反（密漁）が後を絶たず、その対策が強く求められています。

密漁は、水産資源に悪影響を及ぼし、健全な漁業経営を阻害するばかりでなく、漁業者が真摯に取り組む種苗放流や資源管理に対する意欲をも減退させ、水産基本法の基本理念の一つである「持続的な利用を確保するための水産資源の適切な保存、管理及び増殖等の推進」の根幹を揺るがすばかりでなく、近年、暴力団関係者が絡むような悪質な違反事例がみられるなど社会的にも大きな問題となっています。

改正された漁業法では、罰則が大幅に強化されましたが、依然として密漁は巧妙化しており検挙が難しくなっていることから、一層の取締りの強化や罰則の厳格な適用などの対応が必要とされています。

一方で、取締りの強化にもかかわらず密漁が後を絶たない原因として、「密漁もの」の水産物に潜在的な需要が存在し、買う側の手により「正規の漁獲物」に紛れ一般の市場で流通していることが考えられます。今後、生産者と流通団体がさらなる連携を図り、市場等から密漁品を積極的に排除するようなより高い意識を持つことが必要です。

つきましては、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止すること及び沿岸漁場の漁業秩序を維持するため、次の措置を講じられるよう要望いたします。

1 違法操業の取締強化等

組織化及び広域化する潜水器密漁やシラスウナギの密漁等に対処するため、定期的な連絡会議の開催や都道府県との情報交換などにより、海上保安庁及び水産庁を核とした取締り体制の一層の強化を図り、警察庁については今後も協力・連携体制を充実していただき、実効性のある組織横断的な取締りを実施すること。

2 「密漁もの」の流通防止

- ① 市場関係者や小売店などの流通業界に対し、いわゆる「密漁もの」の水産物を市場等から主体的に排除するよう高い意識を持つよう引き続き積極的な指導・啓発活動を行うこと。
- ② 水産流通適正化法の施行に向けて、漁業者及び流通関係者へ制度をわかりやすく周知するとともに、電子システムの導入・改修により事業内容を見直すなど、現場の負担をより一層軽減するための措置を講じること。
- ③ シラスウナギについては県域を越えて広く流通されるため、国主導による流通の透明化を推進すること。

Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について

太平洋クロマグロについては、国際会議の取り決めに基づいて国の主導で平成27年から数量管理が導入され、平成30年からはTAC法に基づく漁獲可能量管理が開始されています。

漁業者は、クロマグロの資源管理の重要性を理解して漁獲管理を実践しているものの、沿岸域への来遊量が増加する中、突発的な漁獲が生じたり、これまで来遊が稀であった海域で漁獲されるなど、さまざまな課題等が発生し、混乱が生じています。クロマグロの年間漁獲量及び金額が、全体の数パーセントとごく僅かしかない定置網や延縄漁業等において漁獲抑制のため、網起しの回数を減らすなどの休漁や放流作業等の実施、場合によっては操業を中止せざるを得ない状況となっており、漁業者の経営の悪化、産地魚市場への水揚げ減少、これに伴う地域水産加工業者への原魚供給の減少など、関連産業を含む地域経済への影響も懸念されています。

つきましては、影響を受ける漁業者が将来にわたりクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項につ

いて要望いたします。

1 クロマグロ資源の適正利用

① 資源管理評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現等

北太平洋マグロ類国際科学小委員会（ISC）によると、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）での決定事項である暫定回復目標（親魚資源量を2024年までに歴史的中間値である約4万3千トンへ回復）を達成する確率を98%と将来予測したことなどを踏まえ、WCPFCにおいて、今後とも、漁獲枠の増枠を強力に働きかけるとともに、増枠となった場合には、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業に配慮した配分とすること。その際には近年の来遊状況の変化にも配慮した配分とすること。

また、令和3年4月の一斉切替後に国が預かっている承認隻数枠を活用できるよう措置すること。

② 漁獲枠配分の公平な見直しと留保枠の有効活用等

漁獲枠配分については、沿岸への来遊量が増えている状況や長期的な漁獲実績を考慮するとともに、今以上に大臣許可漁業と沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないように見直すこと。加えて、国の留保枠が最大限活用できる仕組みの確立や県の漁獲枠を裁量で管理できるよう次期切替時に合わせて検討すること。

また、親魚確保の観点から、大中型まき網漁業によるクロマグロ産卵期や産卵場における操業を制限するなどの資源管理対策を強化するとともに、各種漁業における小型魚保護対策を検討すること。

なお、資源管理の推進にあたっては、定置漁業など魚種を選択した採捕が困難であり、クロマグロ以外の魚種も含む水揚げの減少も懸念されるなど沿岸漁業者が将来の漁業経営に不安を抱かないよう十分な説明と瀬戸内海等での来遊調査を行うこと。

2 定置網等における管理手法の確立および支援措置

① 漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法の提示等

定置網における漁獲制限の具体的調整案をはじめ漁業種類ごとの特

性に配慮した具体的な管理手法を示すこと。また、定置網におけるやむを得ない混獲による積み上がりに対応するため、県への配分とは別に全国枠の確保やより機動的な枠の融通などの仕組みを確立すること。

② 漁獲回避支援措置等の予算確保と減収補填支援制度の創設

定置網漁業等における小型魚の入網回避や混獲小型魚の効果的な放流のための手法及び改良漁具の開発など実用的な技術を早急に確立し、それらの導入に係る支援を検討すること。

また、漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、クロマグロ混獲回避や放流活動（へい死した場合、海上投棄とみなされないよう海上保安部との情報共有を含む）、休漁に対する支援への十分な予算の確保と、資源管理の取組による減収に対応した直接補填などの支援制度を講じること。

このほか、再放流等のための経営コスト増大については、「クロマグロ混獲回避活動支援事業」等が措置されているが、同事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を来さないよう、迅速な支払いを行うこと。

③ 漁業収入安定対策の要件緩和措置の継続等

数量管理に基づく規制による減収補填のため、前回の補償契約水準を下回らないようにする（下げ止め）措置等を引き続き実施するとともに、漁船漁業の対象を19トンまで広げる等要件の緩和を図ることで、漁業収入安定対策（強度資源管理タイプ）の機能強化を推進するとともに、国の掛金補助率の格差縮小を行うこと。今後とも漁業者が資源管理に安心して取り組めるよう法制化を早期に実現し、必要な予算を確保すること。

漁業者に対しては、「漁業収入安定対策事業」により漁獲金額の減少分を補填する制度が整備されているが、産地魚市場や水産加工業者等については、水揚げ減少による経営悪化に対する支援制度が整備されていないため、地域経済への影響を考慮した対策を講じること。

④ 漁獲状況を把握するシステム構築

漁獲報告について現場での事務負担の軽減を図るため、漁獲状況がリアルタイムで把握できるシステムを早急に構築すること。

3 遊漁者等の操業自粛措置

広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁者及び遊漁船業者への採捕規制の実行性を高めるため、国際的なくろまぐろの資源管理の経緯や国内漁業者の取組み状況について、遊漁者の理解が深まるよう丁寧な説明を行い周知を徹底すること。

また、遊漁者による大型魚採捕の再開にあたっては、具体的な管理の枠組み整備を国の責任で早急に進めるとともに、速やかに正確な採捕数量が把握できるよう遊漁者の報告体制を確立すること。

IV 沿岸資源の適正な利用について

水産基本法の基本理念に掲げられた水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展のためには、資源の適切な管理と利用を行うことが不可欠であり、沿岸漁業者は栽培漁業や資源管理型漁業の推進に一丸となって取り組んでいます。

一方で、広域に回遊するブリ、クロマグロ、マサバ、スルメイカ等、沿岸漁業にとって重要な資源の多くが大中型まき網漁業等の沖合（大臣許可）漁業の漁獲対象でもあることから、両者間の漁場や資源の利用の競合をめぐる争いが恒常化しています。解決のための協議が持たれていますが、大量漁獲や違反操業の疑いなど沿岸漁業者の懸念が十分に払拭されない状況が続いています。さらに、北太平洋の公海でのサンマやマサバについては、令和3年2月に北太平洋漁業委員会（N P F C）で、令和3年と令和4年の資源管理措置は、現行の漁獲枠を40%削減することで合意されたものの、この漁獲枠であっても近年の漁獲実績を上回る数量であり、引き続き外国漁船によって大量に漁獲され、我が国漁業への悪影響が懸念されます。

クロマグロ漁業では、平成30年からT A C法に基づく漁獲可能量管理が開始されていますが、クロマグロの漁獲制限により、大中型まき網漁業等の漁獲対象が、マダイやブリなど他の魚種に移ることになれば、沿岸の漁業資源に今以上の影響が生じるのではないかという不安も募っています。

つきましては、漁業者が永年にわたり守り育ててきた資源が、今後も持続的かつ公平に利用できるよう、次の事項について要望いたします。

1 沿岸漁業と沖合漁業の調整

① 沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄のため、コロナ禍においても感染症対策を十分に講じたうえで、引き続き話し合いの場を主催し、円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。

② 沖合漁業に対し、競合している沿岸漁業者が自主的に行っている資源管理措置への参画及び遵守を指導するとともに、沿岸漁業者にとって重要度が高い天然礁や人工礁の周辺海域における操業禁止(自粛)区域の拡大や禁漁期間の拡大など、沿岸漁業者の意向を踏まえた大臣許可の見直しを進め、調整が整ったものについては随時操業の条件として内容を盛り込むこと。

③ カツオやスルメイカでは、大中型まき網漁業等の沖合漁業と沿岸漁業との間で漁場競合等が生じているため、沿岸漁業の操業を維持できるよう資源利用並びに操業調整の取組を進めること。また、沖合漁業によるスルメイカ漁獲管理については漁獲の集中により沿岸漁業の資源利用に悪影響を与えないように、TAC 管理等の資源管理を強化すること。

④ レジームシフトや地球温暖化など海洋環境の変化・変動に対応した研究を推進し、効率的な資源管理と適切な操業調整を行い、漁獲効率の大きい沖合漁業については漁獲対象魚種の拡大を抑制するとともに、ブリ、マダイなどの重要魚種については未成魚や産卵親魚の大量漁獲を規制するなど、水産資源の適正な管理と持続的利用を図るため必要な措置を講ずること。

⑤ いわゆる「もうかる漁業」など漁船トン数の増加や操業方法の変更を伴う新たな取組の導入にあたっては、資源や漁場について沿岸漁業との競合が想定される。また、今後「IQの導入などの条件の整った漁業種類はトン数制限を撤廃する」方針が示されており、沿岸漁業と競合する漁場については漁場制限などの規制を行うなど、適正な資源及び漁場利用が図られるように沿岸漁業者と十分な調整を行うこと。

2 マサバ太平洋系群の適正利用

① 安定的な再生産に必要な産卵親魚量の確保に向けた適正な数値目

標を設定するとともに、関係漁業者による休漁などの資源管理計画が確実に履行されるよう、引き続き指導すること。また、漁獲強度が強くマサバを多獲する大中型まき網漁業に対して、引き続き未成魚を中心とした資源管理の取り組みを一層、強力に指導するとともに、我が国の排他的経済水域内におけるロシア漁船の漁獲枠を資源に影響が及ばないよう設定すること。

② 目標管理基準値は、レジームシフトや地球温暖化などの海洋環境の変化・変動も加えることにより、より科学的根拠に基づく基準値を設定し、資源管理を行うこと。また、漁獲管理については、漁獲量だけでなく、漁獲サイズにも焦点を当てること。

③ 漁獲管理には漁業者等の関係者の理解が不可欠であることから、管理手法を分かりやすく丁寧に説明すること。また、漁獲量抑制にあたっては、その減収分全額の補償を行なうこと。

3 カツオ資源の適正利用

近年の来遊量の減少について、大きな原因と想定される赤道海域における大型まき網漁業による大量漁獲との因果関係を究明するとともに、漁獲努力量の大幅削減など、資源の保存管理措置について国際的な働きかけを進め、実効性の高い資源管理を推進する体制の構築と取り組みによりカツオ資源量の増大を図り日本沿岸への来遊量を増加させること。

また、漁場競合が生じている大中型まき網漁業やカツオ一本釣り漁業等の大臣許可漁業と沿岸曳縄漁業との資源利用並びに操業調整の対策や取組を推進すること。

4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用

外国漁船による公海でのサンマやマサバの大量漁獲が、我が国周辺海域への資源来遊に及ぼす影響と海洋環境の変化を科学的に評価し、資源評価の精度の向上を図るとともに、漁獲上限や国別漁獲枠の設定など、実効ある国際的な資源管理措置に基づく秩序ある操業が早期に実行されるよう、我が国の主導により強力に推進し、日本沿岸への来遊量を増加させること。

5 沖合漁業の操業秩序の確立

① 大中型まき網漁船に対する実効性の高い指導及び取締の強化のため、本船だけでなく灯船等（付属船）へのVMS設置を義務づけるとともに、設置情報を公表し、航海中にその作動が停止した場合は、水産庁による指導取締りを強化し、関係沿岸都道府県の関係機関にその結果を公表すること。

なお、VMS航跡情報の運用・活用については、当初の設置目的にとらわれることなく、水産資源の適切な管理、漁業秩序の確立等のため、許可条件とするなど改善を図ること。

② VMSを有効に活用した違反操業の抑止に努めるとともに、禁止区域での水中集魚灯の使用などVMSだけでは対応できない違反についても漁業取締船などによる監視、取締を強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正に行うこと。

V 漁業法改正後の制度運用について

70年ぶりに改正された漁業法が令和2年12月1日から施行されました。改正漁業法のもとでは、TAC魚種の拡大やIQが導入されますが、これらの管理手法については、科学的根拠に基づく精度の高い資源評価が必要となります。また対象魚種の中には、すでに漁業者が厳しい自主管理に取り組んでいる魚種も含まれ、漁業者はこうした漁業現場の実情が配慮されず、十分な説明もないまま漁獲量管理が導入されることによる減収への不安を抱えています。

また、漁業権については、法定の免許の優先順位が廃止されたことで、次回の漁業権切替では事務上の混乱が生じる懸念があります。

つきましては、漁業法改正後の制度運用について、次のとおり要望いたします。

1 改正漁業法施行後の事務の円滑化について

改正漁業法の施行後、沿岸各地において漁業者や漁協等に事務上の混乱が生じていることから、国は、課題解決のための適切な指導・助言を迅速に行うこと。

また、そのためのシステムの構築と運営について、現場の負担を軽減

するための技術的・予算的支援を十分に行うこと。特に、許可漁業に係る「資源管理の状況等の報告」の円滑な報告体制の構築については、整備が十分に進んでいないため、令和4年度以降も漁獲情報デジタル化推進事業を継続するための必要な予算を確保し、漁獲情報のデジタル化の推進を支援すること。

2 新制度の円滑な運用について

① 新たな制度の円滑な運用にあたっては、改正により生じた地域の課題に柔軟に対応できるよう、国は適切に指導・助言を行うこと。

② 改正法の下で行う次の漁業権切替は、法定の免許の優先順位が廃止されて初めての切替となることから、この手続きが円滑に行われるよう、国は都道府県に対して早めに技術的助言を行うなど適切に指導・助言を行うこと。

3 新たな資源管理措置等について

① 新たな資源管理の検討にあたっては、TACのみを前提とすることなく、漁業者が実施している資源管理の妥当性や効果を的確に評価した上で、当該管理手法が十分効果を発揮している魚種については現状の自主的な資源管理で対応するよう配慮すること。また、対象魚種ごとに生態解明や資源量・再生産の分析・評価を行い、資源量推定のための十分な情報と精度が得られていない魚種については、MSYベースでの漁獲量管理を行わないこと。

② IQ導入によるトン数制限の撤廃など新たな資源管理措置により、漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、漁業者や関係団体に情報提供や説明を丁寧に行い、漁業の実態を踏まえた実行可能性を考慮し、漁業者等の理解と合意のもとに進めるなど、慎重な対応をすること。

③ 漁獲可能量の配分は地域の漁業の特性を考慮するとともに、都道府県等の間で漁獲枠の融通を積極的に行うなど、漁獲枠の上限を超える漁獲による採捕停止に追い込まれない仕組みを構築すること。特に選択的に漁獲ができない定置漁業や地先への来遊に依存する沿岸の零細漁業などの経営に十分配慮すること。そのうえで、やむを得ず減収等が生じ

た場合は、経営を維持するための十分な対策を講じること。

④ 漁獲量の規制には、漁業機会の減少が伴う。新規参入者や若手漁業者の確保につながり、水産加工業や観光業を含めた地域全体の産業を守る成長対策を具体化すること。【新規】（再掲）

VI 外国漁船問題等について

近隣諸国との間には、政府間や民間で様々な協定の締結や交渉等が行われ、漁業秩序の確立のための努力が続いていますが、尖閣諸島に対する中国の不当な干渉や韓国による竹島の不法占拠等により当該海域での我が国の漁業者の操業が不能となり、共同で利用されるべき暫定水域等を韓国や中国の漁船に一方的に占拠される等の状況が続いています。

また、平成 25 年に調印された日台漁業取決めでは、我が国の排他的経済水域内で台湾漁船の操業を認めるなど関係漁業者の大きな負担となった他、平成 28 年 1 月にはロシア連邦議会においてロシア水域におけるさけ・ます流し網漁業の操業を禁止する法律が成立したことから、日本漁船が同水域でさけ・ます流し網漁業の操業ができなくなるなど、地域経済に大きなダメージを与えるような新たな問題も次々に発生しています。

さらに、我が国の排他的経済水域内における韓国、中国、台湾漁船による違法な操業が常態化しており、中国のサンゴ密漁船や韓国漁船が漁場に放置したサンゴ網やカニかご等の投棄漁具が漁場の荒廃や資源の減少を招くなど極めて大きな問題となっています。これに加え、平成 29 年 6 月以降大和堆において数百隻規模の北朝鮮籍とみられるいかさし網漁船による違法操業が継続しており、我が国いか釣り漁船が集魚したイカを漁獲するなど操業妨害、安全操業を脅かす新たな事態も生じています。

外国漁船は、資源管理の必要を理解せず、貴重な漁業資源を毀損するとともに、漁具の切断や廃漁具の投棄などの粗暴な行為を繰り返し、我が国の漁業の持続的発展に対する深刻な脅威となっているだけでなく、平成 26 年 8 月の尖閣諸島近海で悪質な当て逃げ事故、令和元年 10 月には日本海大和堆周辺の我が国排他的水域内での衝突事故まで発生させ、漁業者の安全をも脅かす危険な存在となっています。

また、平成 30 年 6 月の米朝首脳会談を機に落ち着いていた北朝鮮に

よる弾道ミサイル発射は、令和元年5月以降繰り返し行なわれ、日本海で操業する全ての漁業者とその家族は、安全操業に対する不安を抱くとともに強い憤りを感じています。

つきましては、我が国の漁業者が安心して漁業を続けていくために、次の事項について要望いたします。

1 排他的経済水域の境界の画定

竹島の領土権の確立など、近隣諸国との間の諸問題を早急に解決するとともに、排他的経済水域にかかる中間ラインの境界画定に向けた交渉を鋭意継続すること。その実現までの間、実効ある資源管理措置の早急な確立を図ること。

2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理

① 日台漁業取決め適用水域内から、「東経125度30分より東の水域」及び「八重山北方三角水域」を除外するとともに、当該水域及び取り決め適用水域を除く地理的中間線から東の水域においては、台湾漁船の操業を一切認めないこと。また、先島諸島の南側の水域については、今後一切、協議の対象としないこと。

② 日台漁業取決め適用水域内において、日本漁船が安全に操業できる水域の拡大に努めることや操業隻数制限等、資源管理措置に関する協議を進めることに加え、台湾漁船のP I保険への加入義務化を促すこと。

③ 我が国漁船と漁場競合する韓国のはえ縄漁船について、更なる許可隻数の削減や我が国のEEZ内における操業禁止を含めた操業規制の強化を行うこと。

日韓暫定水域内においては、韓国漁船による漁具被害に対して韓国政府に対し操業秩序や操業ルールを厳守させるよう要請するとともに、効果の高い資源回復・管理対策を講じること。また、海底清掃に係る民間合意への積極的な関与と、海底清掃の実施後も、回収しきれない放置漁具が漁場に残っていることから、十分回収できるよう事業を拡充すること。

④ 中国については、日中暫定水域における資源管理強化や排他的経済水域内における操業条件について、我が国の漁船が安心して操業できるよう関係漁業者の意向を尊重した協定の見直しを進めること。

さんご網漁業に対する取締りを可能にする体制の構築、中国国内法においても禁止されているさんご網漁業の再発防止、放置されたさんご網除去による漁場回復対策の充実、強化をすること。

また、北緯27度以南の海域について日中漁業共同委員会の協議の対象となるよう、日中漁業協定を見直すとともに、中国虎網漁船の侵入を抑止する対策を講ずること。

⑤ 地先沖合漁業を始めとする対口漁業の操業機会の確保のため、操業条件の緩和と国による支援並びに積極的な外交交渉を行うこと。

⑥ 我が国排他的経済水域内に入域し操業するロシア大型冷凍トロール船に対しては、沿岸漁業者の漁具被害を回避するための連絡体制を構築すること。また、漁具被害が発生していることからロシア船による漁具被害発生時において、被害漁具復旧費の全額補償や加害船特定の有無に関わらず補助対象とするなど、活用しやすい補償の仕組みを早急に構築すること。

また、漁獲対象であるイトヒキダラやイワシ・サバの資源評価を実施し、資源に影響のない範囲で漁獲割当量を設定すること。

3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保

① サンゴ密漁船や大和堆などで繰り返される外国漁船の違法操業を未然に防ぐためにも、海上保安庁の巡視船艇や水産庁漁業取締船の増隻ならびに人員増等により、我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締体制の一層の拡充強化を図ること。

② 中国公船によるわが国漁船への追尾・威嚇行為など再発防止の徹底を図ること。また、外国公船及び外国漁船団の位置や動向を監視し情報収集に努めるとともに、周辺で操業する漁船や関係機関に水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から直接漁船や関係機関に即時に情報提供できる体制をより一層強化し、漁業者が危険を事前に回避し安全・安心に操業できるよう対策の強化を図ること。

③ 外国漁船等の我が国海域への避泊にあたっては、台風の接近などの船舶に窮迫した危険があった場合など、やむを得ない場合のみ認めるととし、入域者に対する基本ルール遵守の徹底指導及び監視強化並びに被害防止措置の実施等により、地元漁業や環境に対する影響を最小限に留めること。

④ 北朝鮮のミサイル発射については、あらゆる手段を講じて阻止すること。また、警戒監視、情報収集を続け、発射の兆候・発射情報を沿岸自治体等の関係機関に速やかに提供し、漁業者の安全確保と的確な情報提供に万全を期すこと。

4 被害の救済

韓国漁船が日本海に放置したかご漁具や底刺し網、また沖縄、小笠原周辺の海底に点在するさんご網等、外国漁船による違法な操業や投棄漁具等による被害の救済のため、漁場機能維持管理事業等による対策を充実、強化すること。

VII 海洋性レジャーとの調整等について

海面は、漁業と同時に遊漁や遊泳、ダイビングなど様々なレジャーでも利用されていますが、特にプレジャーボート等の船舶を使用した遊漁は、漁場への集中による操業の支障、漁具や養殖資材の破損、さらには資源管理に対する悪影響が懸念されるなど、漁業との間に様々な摩擦があることから、その解消に向け、両者による協議やマナーの啓発などの努力が続けられています。

また、遊漁に限らず、機動性の高いプレジャーボート等については、急回転等の危険走行、港内での遊走、漁船や養殖施設への接近等、マナーの悪い利用者が増えています。特に、未熟な利用者による無謀な操船で海難事故も頻発しているところです。

中でも、規制緩和により免許・登録が免除されたいわゆる「ミニボート」は、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁などを行っており、漁業の操業や漁船の航行に多大な支障が生じています。国においても民間団体と連携しつつ、利用者への啓発や安全講習会の実施などの安全対策を実施していますが、ミニボートによる海難事故は、近年、増加しており、今後、海洋性レジャー人口の増加や気候変動に伴う天候急変による海難事故の増加を防止し、人命の安全を守るためにも、規制強化も含めた法改正を視野に入れた効果的な対策を講じる必要があります。

また、プレジャーボート、ミニボートともに海難事故が発生すると、

その救助活動の多くを漁業者が負担している一方で、事故を起こした利用者が十分な保険にも加入していないことが多く、漁具、漁船等の物損被害の補償など事故後の処理においてトラブルがさらに拡大することも珍しくありません。

つきましては、漁業と海洋性レジャーとの適切な調整を図るため、次の事項について要望いたします。

1 遊漁と漁業の調整

① 遊漁マナーや漁業の基本的考え方に係る積極的な広報等の実施

地域における円滑な漁場の利用調整を支援し、密漁や操業トラブルの未然防止を図るため、遊漁マナーや漁業制度の基本的な考え方が当事者だけでなく社会的コンセンサスとして国民に広く認知されるよう、漁業関係団体に加え、日釣振や全釣協、日本スポーツフィッシング協会などの全国レベルの遊漁団体と協力してイベントの実施やマスメディア等の媒体も活用した積極的な広報等の施策を講じること。

② スピアフィッシングに対する指導強化

スピアフィッシング利用者に対し、衝突事故防止のための目印となる標識等の設置を義務づけ、安全教育や業界への指導・普及啓発を強化すること。

③ 遊漁者の資源利用の実態把握【新規】（再掲）

国の責任において、プレジャーボート等を利用する遊漁者に対して、釣獲実績報告を義務化させるなど、資源利用の実態を把握し、適確に管理すること。

④ 遊漁者の資源管理の協力【新規】（再掲）

漁業者に対する操業規制との公平性を担保する観点から遊漁者の組織化を進め、資源管理について協議、周知できる体制を整えること。

2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止

① プレジャーボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務化すること。また、法制化にあたっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。

さらに、義務化できるまでの間、任意保険加入率向上に係る施策を強化すること。

② プレジャーボートを利用する遊漁者の把握や組織化等、新たな対策の検討

法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、プレジャーボート等を利用する遊漁者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。

3 ミニボートによる危険行為の防止

① 安全航行のための制度改正と反射板等装置の必置

海面における夜間航行の禁止、航行区域（距離）の制限、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むとともに安全航行や漁船との衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板を掲げることやポールを立てる装置等の設置を義務化すること。

② 海難事故や円滑な救難活動のための実効性ある対策の実施

ミニボートの海難事故は一向に減少しておらず、事故防止や漁業操業妨害行為防止のために規制強化も含めた効果的な対策が必要であることや、海難事故に伴うボートの漂流などがあった場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れもあることから、海難事故防止だけでなく、円滑な救難活動のためにも、安全啓発活動だけではなく、登録制度や組織化、検査制度など実効性のある対策を実施すること。

③ 安全講習の義務化と所有者リストの整備

商品を販売する際に、「ミニボートの操縦や安全性についての講習受講」を義務化するよう、ボート製造・販売業界を強く指導するとともに、円滑な救難活動を行うために購入者の氏名や連絡先の情報を把握できる実効性のある方策を、早急に検討すること。

④ ミニボートの保険加入義務化

日本漁船保険組合が運営しているプレジャーボート責任保険に船底がFRP成型されていないエンジン付きゴムボートも加入対象とし、ミニボートの過失による漁業損失や遭難救助費用を補償する制度を創設するとともに、保険加入率の向上、義務化について検討すること。

2022 年度ワカサギ漁期前調査結果

水産試験場内水面支場

霞ヶ浦漁業協同組合及びきたうら広域漁業協同組合と共同で実施しました「ワカサギ漁期前調査」の結果については、以下のとおりです。

1 調査概要

(1) 目的

霞ヶ浦北浦におけるワカサギ漁解禁前の資源状況を確認する。

(2) 調査組織

ア 実施主体 霞ヶ浦漁業協同組合、きたうら広域漁業協同組合

イ 実施協力 水産試験場内水面支場

(3) 調査方法

わかさぎ・しらうおひき網を用いてワカサギ等の水産動物を採捕する。

(4) 調査実施日・気象・時間

ア 霞ヶ浦 7月8日(金)、曇、風向 北(土浦)、3:00-5:00

イ 北浦 7月4日(月)、曇、風向 南南西(鉾田)、4:00-6:00

(5) 調査点(図1)、曳網時間及び曳網層

ア 霞ヶ浦 ① 調査点 4点(湖心・牛渡沖・沖宿沖・高浜入)

② 曳網層 表層(湖心・牛渡沖・沖宿沖・高浜入)

底層(湖心・牛渡沖)・中層(沖宿沖・高浜入)

③ 曳網時間 20分/回

イ 北浦 ① 調査点 4点(水原沖・白浜沖・江川沖・馬渡沖)

② 曳網層 表層

③ 曳網時間 20分/回(馬渡のみ10分間)

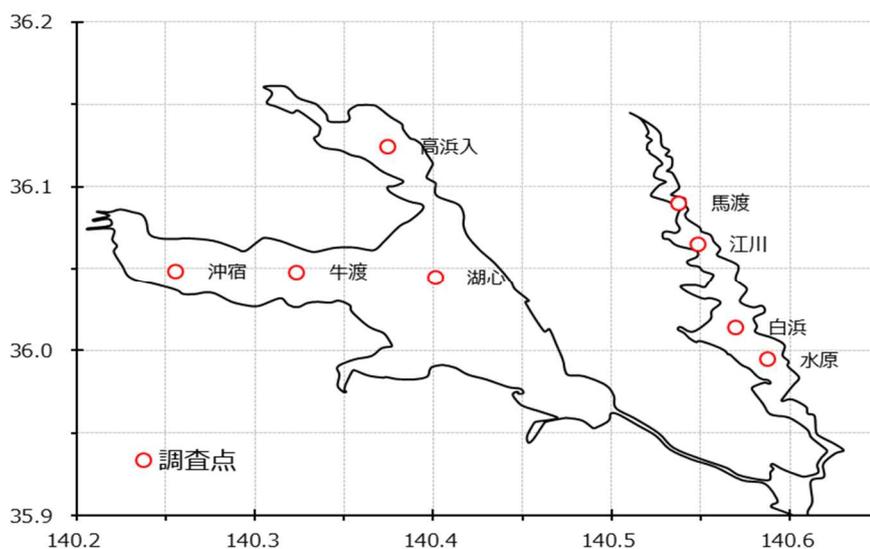


図1 ワカサギ漁期前調査 調査点(定点)

2 結果

(1) 霞ヶ浦

調査水域共通の浮かし曳き（表層曳）によるワカサギの採捕重量は合計 57.4kg、採捕尾数は合計 50,453 尾で、水域別には湖心と土浦入で昨年を上回り、高浜入は昨を下回り、全体としては重量で昨年の約 1.4 倍、尾数で昨年の約 2.5 倍となりました。（表 1）

2013 年以降の 10 年間で比較すると重量では上から 5 番目、尾数では 4 番目の数値となりました。

2022 年の調査は、全地点で 2 回の曳網を行い、1 回は浮かし曳き（表層曳）を、もう 1 回は、湖心・牛渡沖では沈み曳き（底層曳）を、水深の浅い沖宿沖・高浜入では中層曳きを実施しました。その結果、高浜入を除く 3 地点で浮かし曳きでの入網量が多くなりました（曳網条件別の採捕量は別紙総括表のとおり）

表 1 ワカサギ採捕結果一覧（霞ヶ浦）

年	実施日	採捕重量[kg/20分]				採捕尾数[尾/20分]					
		湖心	土浦入		高浜入	合計	湖心	土浦入		高浜入	合計
			(牛渡沖)	(沖宿沖)			(牛渡沖)	(沖宿沖)			
2013	6/26	83.1	63.4	86.0	50.0	282.5	55,854	40,852	52,860	34,176	183,742
2014	6/25	36.0	16.0	13.2	19.2	84.4	24,171	11,274	9,894	13,434	58,773
2015	6/26	46.0	17.0	56.4	44.1	163.6	27,453	8,955	31,721	25,481	93,610
2016	6/29	21.7	2.6	8.6	66.1	99.0	9,082	1,135	4,074	28,391	42,681
2017	6/28	12.2	3.3	21.3	17.1	53.9	6,021	1,723	11,427	9,073	28,243
2018	7/3	4.2	6.1	12.7	6.6	29.6	2,792	3,849	9,193	4,254	20,087
2019	7/4	5.1	2.6	6.6	欠測	(14.3)	2,661	1,434	4,343	欠測	(8,438)
2020	7/9	3.1	2.0	6.4	5.0	16.5	2,088	1,187	5,085	3,679	12,039
2021	7/7	20.5	11.5	7.5	1.5	41.0	9,575	5,602	4,535	803	20,515
2022	7/8	26.4	22.7	7.7	0.7	57.4	20,956	21,443	7,405	649	50,453

※2019 年は高浜入欠測のため、合計値は高浜入を除く 3 点の合計

2022 年は全水域浮かし曳き（表層曳）による採捕物の数値

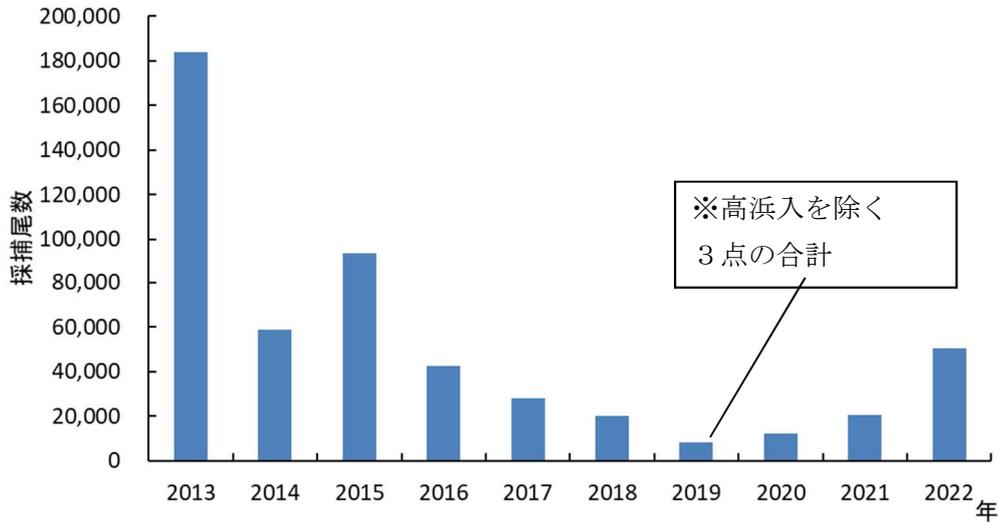


図2 採捕尾数 (4点合計の推移)

魚体は、全調査点の平均で体長が 4.8 cm、体重が 1.1 g と前年 (平均体長 5.7 cm、平均体重 1.9 g) より小さく、ここ 10 年のなかで最も小型となりました (表2、図3)。

表2 各調査点における魚体サイズ (霞ヶ浦・前2年間比較)

年	2022		2021		2020	
	体長 (cm)	体重 (g)	体長 (cm)	体重 (g)	体長 (cm)	体重 (g)
湖心	5.0	1.2	6.0	2.1	5.3	1.5
高浜入	4.9	1.0	5.7	1.8	5.3	1.4
牛渡沖	4.7	1.0	5.8	2.0	5.5	1.7
沖宿沖	4.6	1.0	5.5	1.7	5.2	1.3
平均値	4.8	1.1	5.7	1.9	5.3	1.5

※調査点ごとに 200 尾を無作為に抽出して計測
2022 年は浮かし曳 (表層曳) による採捕物の数値



図3 魚体サイズの推移 (霞ヶ浦全水域平均)



漁期前調査では『標準体長』を測定

図4 体長測定の参考

○資源水準について

調査の結果から、今年のカサギの資源水準はここ10年で見ると中程度の水準であり、魚体サイズは小さいと評価されました。昨年は漁期前調査の結果は良かったものの、その後の漁模様は低迷しましたので、今年も解禁後の状況を注視していきたいと思います。

トロール解禁時点での資源が増減する要因として、カサギのふ化仔魚の餌となるワムシなどの小型動物プランクトン（初期餌料）の量（今年は少なめでした）、ふ化時期の水温、ふ化から7月まで水温・餌条件等が考えられ、今年の状態に何が関与していたのか、再度検討していきたいと思います。

一方、今年6月下旬から気温が上昇し湖内の水温が30℃以上になる日が観測されています。今後、高水温が継続する場合、資源の減少要因につながる可能性があります。

また、資源の水準を保つためには親資源量の維持（12月末の親魚量を確保）が重要になることから、今後の漁獲状況を確認しながら、親を残すための資源管理についても漁業者のみなさんに提案し相談していきたいと思います。

2022年 霞ヶ浦ワカサギ漁前期調査結果(総括表)

1 浮かし曳(表層曳)入網種(網入れ時刻4:00 曳網時間20分間)

	湖心(表層4:00)		牛渡沖(表層4:00)		高浜入(表層4:00)		沖宮沖(表層4:00)		全体計	
	個体数	重量(g)	個体数	重量(g)	個体数	重量(g)	個体数	重量(g)	個体数	重量(g)
ワカサギ0才魚	20,956	26,438.1	21,443	22,658.8	649	653.1	7,405	7,685.7	50,453	57,435.8
ワカサギ1才魚	27	330.4	26	335.3	—	—	—	—	53	665.7
シラウオ0才魚	1,303	152.8	44,563	6,711.2	458	50.3	326	29.4	46,650	6,943.7
シラウオ1才魚	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0.0
テナガエビ	—	—	—	—	215	151.4	—	—	215	151.4
ハゼ類	—	—	983	95.8	13,805	1,895.8	14	4.0	14,802	1,995.6
モツゴ	—	—	52	15.8	222	133.2	—	—	274	149.0
ハス	—	—	6	182.8	—	—	—	—	6	182.8
計	—	26,921.4	—	29,999.6	—	2,883.9	—	7,719.1	—	67,524.0
合計(kg)	—	26.9	—	30.0	—	2.9	—	7.7	—	67.5

2 比較試験曳(底層曳・湖心・牛渡 中層曳・高浜入、沖宮)入網種(網入れ時刻3:00 曳網時間20分間)

	湖心(底層3:00)		牛渡沖(底層3:00)		高浜入(中層3:00)		沖宮沖(中層3:00)		全体計	
	個体数	重量(g)	個体数	重量(g)	個体数	重量(g)	個体数	重量(g)	個体数	重量(g)
ワカサギ0才魚	10,136	12,917.8	2,896	3,075.1	2,538	2,070.8	194	323.7	15,764	18,387.4
ワカサギ1才魚	—	—	11	114.7	—	—	—	—	11	114.7
シラウオ0才魚	1,989	241.0	43,078	5,871.6	1,508	225.4	25	3.0	46,601	6,340.9
シラウオ1才魚	—	—	—	—	—	—	2	2.0	2	2.0
テナガエビ	101	68.2	302	556.0	44	30.3	1	1.7	448	656.3
ハゼ類	50	22.0	1,624	266.3	2,880	639.6	6	2.1	4,660	930.1
モツゴ	—	—	—	—	29	24.9	—	—	29	24.9
ハス	—	—	—	—	4	53.5	1	9.4	5	62.9
計	—	13,249.1	—	9,883.6	—	3,044.6	—	341.9	—	26,519.1
合計(kg)	—	13.2	—	9.9	—	3.0	—	0.3	—	26.5

(2) 北浦

ワカサギの採捕重量は合計 1.5kg、採捕尾数は、合計 1,058 尾となり、前年 (3.0 kg、1,866 尾) より低く、過去 10 年で最も低い水準となりました (表 3)。

表 3 ワカサギ採捕結果一覧 (北浦)

年	実施日	採捕重量[kg/20分]				計	採捕尾数[尾/20分]				計
		水原	白浜	江川	馬渡*		水原	白浜	江川	馬渡*	
2013	7/3	17.6	10.8	25.3	41.5	95.2	10,338	7,709	18,064	31,934	68,045
2014	7/7	28.7	9.8	28.7	30.7	97.9	16,028	5,915	19,482	28,202	69,627
2015	7/1	20.1	22.0	28.5	25.2	95.8	10,356	11,032	17,278	17,449	56,115
2016	7/6	6.0	0.9	0.9	23.0	30.8	2,239	359	349	9,845	12,792
2017	7/5	5.8	2.2	1.8	29.8	39.5	3,088	1,212	988	20,268	25,556
2018	7/4	29.8	13.0	12.0	5.1	60.0	15,596	6,778	7,624	3,799	33,797
2019	7/3	2.3	0.0	0.0	1.2	3.5	1,367	12	3	912	2,294
2020	7/2	4.6	2.7	1.3	5.1	13.7	3,559	2,061	1,093	5,238	11,951
2021	7/5	2.0	0.2	0.1	0.7	3.0	1,093	128	72	574	1,866
2022	7/4	1.0	0.1	0.1	0.3	1.5	718	29	51	260	1,058

※ 馬渡については水域が狭いため10分間曳網とし、20分間あたりに換算。
2020年はハクレンが大量に混入する恐れがあったため、曳網時間を7.5分間とし、20分間あたりに換算。

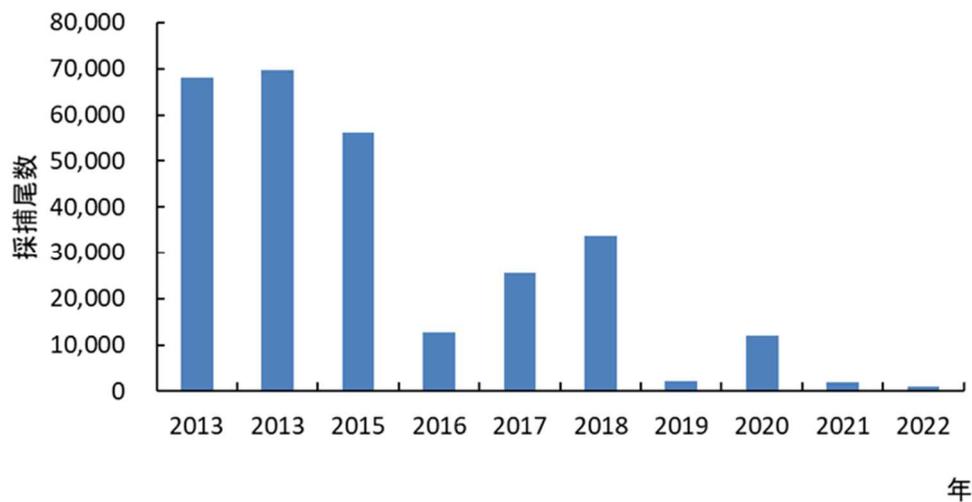


図 6 採捕尾数 (4点合計) の推移

魚体は、全調査点の平均で体長が 5.0 cm、体重が 1.2 g と、ここ 10 年で最も小型でした（図 7）。水域別には南側の水原・白浜沖に比べ北側の江川・馬渡沖の魚体が小型となりました（表 4）。

表 4 各調査点における魚体サイズ（北浦・前 2 年間比較）

年	2022		2021		2020	
	体長(cm)	体重(g)	体長(cm)	体重(g)	体長(cm)	体重(g)
水原	5.2	1.4	5.7	1.8	5.2	1.3
白浜	5.2	1.4	5.8	1.9	5.2	1.3
江川	4.9	1.1	5.3	1.5	5.1	1.2
馬渡	4.8	1.0	5.1	1.3	4.9	1.0
平均値	5.0	1.2	5.5	1.6	5.1	1.2

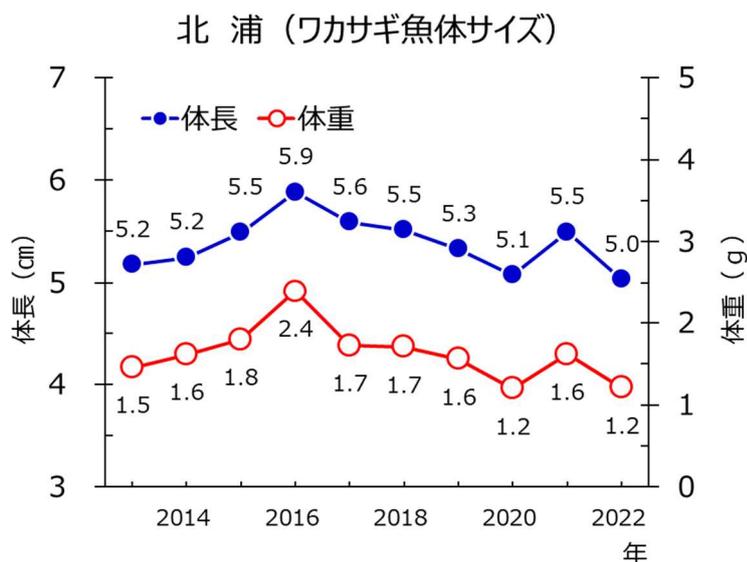


図 7 魚体サイズの推移（北浦全水域平均）

○資源水準について

今年のワカサギの資源水準は、昨年引き続き低い水準となりました。昨年の資源量（親の量）が少なかったこと、今年 3、4 月のワカサギのふ化仔魚の餌となるワムシなどの小型動物プランクトン（初期餌料）が少なかったことが、要因と考えられます。

資源は低水準の状況が継続していますが、親の量を確保することが重要ですので、解禁後の漁獲状況を確認しながら、資源確保対策について漁業者のみなさんに提案し相談していきたいと思っております。

2022年 北浦ワカサギ漁期前調査結果(総括表)															
1 浮かし曳(表層曳)入網種(曳網時間20分間、馬渡沖のみ10分間)															
	水原沖			白浜沖			江川沖			馬渡沖(10分間・他水域の1/2)			全体計		
	個体数	重量(g)	重量(%)	個体数	重量(g)	重量(%)	個体数	重量(g)	重量(%)	個体数	重量(g)	重量(%)	個体数	重量(g)	重量(%)
ワカサギ0才魚	718	1,010.6	98.4	29	41.0	70.3	51	54.4	46.4	130	128.9	85.0	928	1,234.8	91.2
ワカサギ1才魚	1	11.0	1.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	11.0	0.8
シラウオ0才魚	14	1.9	0.2	27	3.5	5.9	11	1.4	1.2	4	0.5	0.3	56	7.3	0.5
シラウオ1才魚	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0.0	0.0
ハゼ類	11	0.9	0.1	4	0.3	0.4	57	6.6	5.6	160	21.0	13.9	232	28.7	2.1
モツゴ	1	0.3	0.0	—	—	—	2	0.9	0.8	2	1.3	0.8	5	2.5	0.2
ボラ	—	—	—	2	13.6	23.3	5	26.5	22.6	—	—	—	7	40.1	3.0
ハス	—	—	—	—	—	—	12	27.4	23.4	—	—	—	12	27.4	2.0
イサザアミ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ウグイ	1	2.7	0.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	2.7	0.2
計	—	1,027.3	100.0	—	58.3	100.0	—	117.2	100.0	—	151.7	100.0	—	1,354.5	100.0
合計(kg)	—	1.0	—	—	0.1	—	—	0.1	—	—	0.2	—	—	1.4	—

水産試験場 内水面支場

霞ヶ浦北浦産シラウオの横川吸虫検出結果

水産試験場水産物利用加工部

令和4年度

霞ヶ浦								
搬入月日	検体数	寄生検体数	寄生率 (%)	虫体数			平均魚全長 (cm)	漁獲場所
				最小	最大	平均		
7月8日	50	0	0	—	—	—	4.0	牛渡

北 浦								
搬入月日	検体数	寄生検体数	寄生率 (%)	虫体数			平均魚全長 (cm)	漁獲場所
				最小	最大	平均		
7月4日	50	0	0	—	—	—	4.0	白浜、水原、江川

令和4年度 霞ヶ浦及び北浦産シラウオの横川吸虫検出結果は、上記のとおりです。